

生活保護「残酷物語」その② 葬儀代や部屋の「家財処分料」は出ないの？

1月号に掲載しました生活保護「残酷物語」のパート②です。

小倉生健会に「生活保護利用者が亡くなったが葬儀代や部屋の家財処分費用は出ないのか。憤慨している」との相談がありました。

相談内容は、生活保護利用者が亡くなり、
①その兄が（火葬のみの）直葬で葬儀をしたが、葬儀代は保護費からでないのか？

②亡くなった方の家の家財道具の処分料は出ないのか？
の二つです。

①喪主が生活保護利用者であれば葬祭扶助費（北九州市 21.2万円）が出ますが、保護利用者でない親戚などが喪主になると、葬祭扶助費はできません。

喪主がいない場合は市が直葬しますが、お悔やみに親せきや友人が参加することに問題はありませぬ。

②家財道具の処分料は出ません。そのため大家さんが自腹で処分するしかありませんので、家を貸すことをためらう大家さんもいます。全生連などが改善を政府に求めています。政府は拒否しています。

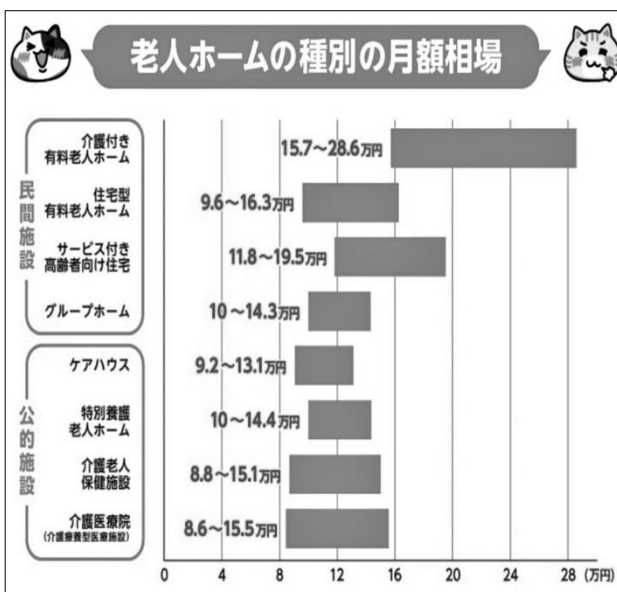


分かりにくい「老人ホーム」の違い

種類		入居条件				
		自立	要支援 1~2	要介護 1~2	要介護 3~5	認知症
民間施設	介護付き有料老人ホーム	△	△	○	◎	◎
	住宅型有料老人ホーム	△	○	◎	○	○
	サービス付き高齢者向け住宅	○	◎	◎	○	○
	グループホーム	×	△ <small>※要支援2から</small>	○	○	◎
公的施設	ケアハウス	○	○	△	△	△
	特別養護老人ホーム	×	×	×	◎	○
	介護老人保健施設	×	×	○	○	○
	介護医療院（介護療養型医療施設）	×	×	○	○	○

◎ 充実した対応 ○ 受け入れ可 △ 施設によって受け入れ可 × 受け入れ不可

みんなの介護



「みんなの介護」のHPより

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



えっふん 中小企業の“最低賃金”引き上げの財源に 内部留保への課税 どう思います？

大企業の内部留保は、第2次安倍晋三政権が発足した2012年度には333・5兆円でしたが、21年度には、484・3兆円と150兆円も増加しました。

つまり、アベノミクスの期間に150兆円も大企業の内部留保が増えたのです。

この内部留保の増加分に5年間の時限措置として年間2%の課税を行う。その際、内部留保の課税対象額から賃上げ分や、下請け単価の引き上げ分や、設備投資分は控除します。

ただし、石炭火力発電所建設をはじめ、二酸化炭素(CO2)排出を増やし、気候危機打開に逆行する設備投資は控除の対象にしません。

これらの控除額が50兆円程度あると仮定して、「(150-50)兆円×2%×5年間」で10兆円の財源となります。

こうして得た10兆円の財源を、企業利益(企

業努力)では困難が大きな中小企業の最低賃金を、時給1500円に引き上げるための「直接支援」にあてます。

「直接支援」の具体的な方法としては、赤字企業も負担している社会保険料を賃上げに応じて軽減します。また社会保険料軽減では賃上げできない事業者には「賃上げ助成」を行います。

この考えに岸田首相は「二重課税になる」と言って拒否しています。一度法人税を払った内部留保に再度課税するのは「二重課税」という主張です。

でも、考えてみたら、消費税も一度所得税を払った給与などでの購入への「二重課税」です。

ガソリン税・たばこ税・酒税は、価格の多くを税金が占めますが、その税金にも消費税が課税される「三重課税」ではないでしょうか。

ビックリ! “こんなことが”

時間に追われ、セカセカと歩いていた時、「ガシャッ」という音がして振り返ると、小さな子どもを自転車の後ろに乗せた若いお母さんが自転車ごと倒れていました。

一瞬、気づかぬふりをして“先を急ごうか”との思いが頭をよぎりましたが、「それはダメ」と、別の私がいきました。

駆け寄って「大丈夫ですか?」「救急車を呼びましょうか?」「(子どもが)ヘルメットをして良かったですね」と、それ以上の言葉が出ず自分の不甲斐なさを感じながらも「敬語で」話しかけました。

お母さんの顔を見て「えっ!」、倒れていたのは筆者の娘と孫だと初めて気づきました。私を見かけた娘が慌ててハンドルを切って倒れたらしい。

娘が自転車で幼稚園に孫を送迎すると言ったとき、「倒れたら危ない」からと反対した筆者。親子は幸い無事でしたが、皆さんもご用心を。

今週の押し付け
日本国憲法を米国の押し付け憲法と言うなら、米軍基地も米国の押し付け。安条約も米国の押し付け。地位協定も米国の押し付け。集団的自衛権も米国の押し付け。米債買うのも米国の押し付け。TPPも米国の押し付け。

小倉タイムス紙の「チャンネル0」より

訂正

先月号で、「えっ! こらえらいこっちゃ」の記事の中で、「コロナによる日本人の死者数は7に」は、(7)「万人」が抜けていました。訂正します。



生活保護減額は違法

宮崎地裁 全国5件目 処分取り消し

国が2013年から行った生活保護費の基準額引き下げは生存権を保障する憲法に違反するとして、宮崎市の保護利用者3人が減額処分取り消しを求めた訴訟の判決が10日、宮崎地裁でありました。小島清二裁判長は原告の請求を認め、違法だとして減額処分を取り消しました。

同様の訴訟では、全国29都道府県で1000人超の原告がたかっています。減額処分の取り消しを求めた判決は、大阪、熊本、東京、横浜各地裁に続き5件目。

国は13~15年にかけて生活保護費の削減を段階的に実施。食料費や光熱水費などにあてる生活扶助の基準を平均6.5%引き下げました。削減総額は約670億円で、過去最大規模です。

判決は、最低所得世帯層の消費実態との比較で減額した「ゆがみ調整」については、厚生労働相の裁量権の範囲の逸脱、乱用はないとしました。

一方、08年以降の物価下落(デフレ)を考慮した「デフレ調整」では、生活保護世帯の消費支出を占める割合が低いパソコンなどの価格下落の影響を「過大に評価した可能性がある」と指摘。それに関する厚生労働省の判断には「統計等の客観的

な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠く」と述べました。そのうえで判決は、平均6.5%もの基準引き下げはこれまでになく、約96%の生活保護利用世帯が減額されたため、「その影響は重大」だとしています。

生活保護減額 5件目「違法」判 宮崎地裁

国による生活保護費の基準額引き下げは生存権を保障した憲法に違反するとして、受給者3人が宮崎市に求めた訴訟の判決で、宮崎地裁は10日、厚生労働相の引き下げ判断に関し「裁量権の範囲を逸脱し乱用した」と認め、生活保護法に違反するとして減額処分を取り消した。取り消し判決

は大阪、熊本、東京、横浜各地裁に次ぎ5件目。同種訴訟は29都道府県で起こされ、14件目の判決。原告弁護団長の後藤好成弁護士は「全国で闘う原告に勇気を与えられる結果だ」と評価した。

判決などによると、厚生省は2008~11年に物価が下落したとして、13年8月から3年間で基準額を平均6.5%引き下げ計約70億円を削減した。引き下げは①生活保護基準額の水準と消費実態との乖離の解消(ゆがみ調整)②物価動向を踏まえた減額(デフレ調整)の二つで構成。デフレ調整には、厚生省が独自に算定した物価指数を初めて用いた。

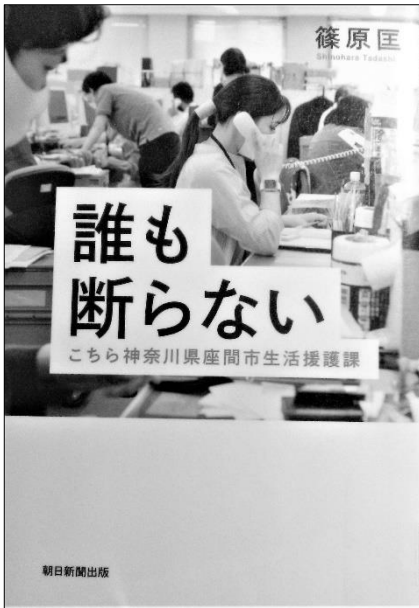
小島清二裁判長は判決理由で、厚生省の指数は、受給世帯が必ずしも買うとは

言えないテレビやパソコンの価格下落を過大に評価していない可能性があるとして、消費実態を適切に反映していない可能性があると指摘。外部の専門家による検討を経ていることや、リーマン・ショックが起きた08年を起点に下落率を算定したことは、統計など客観的数値の合理的関連性を欠くとした。

宮崎市は「判決内容を精査し、国と協議して対応を決める」とした。

図書館で借りた本が良かったので、本の紹介文を書いてみました。

2022



13

18

(1

3

NPO

世界で廃案廃止

マイナンバーカード

- ドイツ 違憲判決→廃案
- フランス 国民抵抗→導入せず
- イギリス 運用後1年で廃止
- オーストラリア 猛反発で廃案
- アメリカ 任意→漏洩不正問題化
- 日本 アメとムチでゴリ押し